

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2541号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 谷谷靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

棚田まつりの石見神楽(島根県)



この古き善き小さな村には今も芸術家のための滞在施設があり、そこでは日夜クリエイティブな活動が繰り広げられている。それが村の平和な暮らしぶ

文化と豊かな物語に恵まれた多くのかけがえのない町や村をもつ、気品と風格を備えた国であるはずである。しかし、これらの町や村には、本場に「行き届いた気配り」がなされているだろうか。キャンパスの真ん中だけ丹念に塗りこめて、それ以外のところへの気配りを忘れた、気品も風格もない雑然とした絵のような国になりかけてはいないだろうか。

手遅れにならないうちに真剣に考えたい。

前、大原美術館の初期収集の立役者だった画家児島虎次郎の足跡を尋ね、彼がしばらく滞在したフランス中部の村『グレイ』を訪問したことがあった。中世の面影を残す小さな村で、昔の領主の城郭や古い教会を村人たちが愛情を込めて保存している様子が伺われる、平和で居心地のよい村だった。

かけがえのない町や村
財団法人大原美術館理事長
倉敷商工会議所会頭 **大原 謙一郎**

わが国はどうか。わが国も、全国各地に歴史と

だろ。何年か

美術館の初期収集の立役者

絵には、画面全体に気配りが行き届いているものと粗雑な部分を残すものがあり、与える感動の度合いが全く違う。たとえ空白の部分が残っていても、その部分にまで画家の心が行き届いている作品にはおのずと気品と風格が生まれる。逆に画面中央だけ丁寧で、それ以外をいい加減にあしらっている作品は、雑駁で未成熟な印象を残すのみである。

これはフランスだけのことでない。イタリアもスペインもその他の多くの国々でも、国内各地に品位と魅力にあふれる町や村が点在し、そこに注がれる国民の豊かで細やかな気配りが国の気品と風格を守っている。

閑話休題

りとは調和し、よき伝統と真剣なクリエーションが共存する独特の雰囲気をもっと出し出していたフランスの国の気品と風格は、このような村にこそ支えられているのだとしみじみ感じさせられた。

~~~~~もくじ~~~~~

論 活 活 活 情 情 情  
説 動 動 動 フォーラム 報 報 報

ほどうい政府―地方分権のネクスト・ステップ―  
東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 神野 直彦  
地方分権改革総決起大会ひらく―地方六団体  
地方六団体代表が実行運動を展開  
職員が変われば、役場は変わる―愛知県西春町  
カブセルNOW&NEW  
都道府県別市町村数(平成17年11月27日現在)  
政策リーダー  
(19)(17)(16)(12)(11)(10)(6)(2)

## ◎写真募集◎

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)  
なお、採否は当方に一任願います。  
送り先:全国町村会・広報部

## 視 点

## 「ほどよい政府」

## ―地方分権のネクスト・ステップ―

東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授

神野 直彦



神野 直彦（じんの なおひこ）

埼玉県出身。東京大学経済学部教授を経て平成8年同大学大学院経済学研究科教授、現在に至る。専門は財政学・地方財政論。政府の地方制度調査会、税制調査会など多くの審議会委員に就任。

主な著書に「自治体改革」（ぎょうせい）、「地域財政の経済学」（中公新書）など多数。

## 1、幸福への呪文

スウェーデンの芸術家スティグ・クレッソン（Stig Claesson）の口真似をしながら表現すれば、日本は「儲かる社会」という「幸福への呪文」に取り憑かれている。小さいものは何であれ、儲けが少ないという理由で切り捨てられていく。町村も同じである。大きな基礎自治体が「儲かる」、つまり効率的だという理由で、小さな町村は切り捨てられていく。

しかし、「大きな単位」を信じた

結果、スティグ・クレッソンが指摘するように、「私たちは当然のことながら物質的に豊かになったが、簡単な言葉でいえば平安というべきものを使い果した。私たちは新しい国で、お互いに他人同士となった」のである。日本では経済的危機が底を打ったと考えられているけれども、事態は深刻である。経済的危機は遂に、社会的危機に飛火したと考えられるからである。

2004年6月の内閣府による「安全・安心に関する特別世論調査」を見ると、国民の半数以上が「今の日本は安全・安心な国」ではないと考えている。その理由として第一位に少年非行、ひきこもり、さらには自殺などといった社会的病理現象を65・8%の国民が挙げ、第二位に犯罪などの治安の悪化を64・0%の国民が指摘している。こうした世論調査の結果をみても、日本国民は今、社会的危機に恐怖しているといつてよい。社会的危機が深刻化している原

## 論 説

因は、誰もがわかつている。コミュニティが崩壊してしまったからである。つまり、「大きな単位」を信じ「新しい国で、お互いに他人同士」となり、「人間の絆」を失ってしまったからである。

「民でできることは民で」と説き、万能の神・市場に平伏して「小さな政府」を実現すれば、一事が万事、物事がうまくいくと論り顔で

## 2、「小さな政府」と「ほどよい政府」

「民でできることは民で」といえば、政府のすべきことは政府に認められた正当な暴力行使だけである。正当な暴力の行使は政府にしか認められていない。19世紀中頃に目指された「小さな政府」とは、防衛とか警察とかという正当な暴力の行使しかしない「夜警国家」である。

日本は今、「小さな政府」つまり「夜警国家」を目指そうとしている。しかし、19世紀中頃の「小さな政府」を目指した時には、「市場」の機能は著しく小さなものであったことを忘れてはならない。パンでさえも「市場」が購入せずに、家庭の中で製造していたのである。

家族の機能も、ヨーロッパでいえば教会をシンボルとした地域社会の相互扶助機能も、極めて大き

説教されている。しかし、「市場」は国民が恐怖している社会的病理現象や犯罪を解消してくれるはずがない。それどころではない。「市場」を野放図に解き放してしまっただけこそ、「市場」が偉大な経済学者ポラン丁(Karl Polanyi)が指摘するように、「悪魔の碾臼」<sup>クワール</sup>として機能して「人間の絆」を磨り潰してしまっただけである。

な役割を果たしていた。イギリスの「鉄の女」サッチャーが礼讃したピクトリアの美徳が生き続いていたのである。

ところが、「市場」が拡大し始めると、家族や地域社会というコミュニティ機能が縮小していく。そこで19世紀後半になると、ドイツの偉大な財政学者ワグナー(Adolf Wagner)が鎮庄主義から予防主義への転換を主張するようになる。つまり、暴力機能にだけ政府の機能を限定した「小さな政府」では、もはや政府の任務である社会秩序の維持や社会統合は不可能であると訴えていく。社会秩序が乱れてから暴力を発動する鎮庄主義ではなく、社会保障や社会福祉によって社会秩序の乱れを予防する予防主義への転換を主張したのである。

19世紀後半は第二次産業革命といわれる軽工業から重化学工業への転換期である。こうした転換期に社会政策が導入され、「小さな政府」は「大きな政府」へと姿を変えていく。ワグナーの考えに従いながら、1883年にドイツの鉄血宰相ビスマルクによる疾病保険導入を手始めに、現金給付による失業保険、年金など社会保障の最低限の生活を保護する公的扶助が導入されていくのである。

第二次大戦後になると、こうした「大きな政府」は福祉国家として定着していく。ところが、1980年代前後から重化学工業が衰退し始めると、重化学工業を基盤とした福祉国家の動揺が始まる。

福祉国家を合言葉に、重化学工業を支えるために導入された社会政策、つまり社会的セーフティネットは、中央集権的財政構造を前提にしている。それは現金給付による社会保障が中心だったからである。

現金給付による社会的セーフティネットは全国統一的な所得再分配として実施しなければ意味がない。

高い租税負担と累進的租税が、社会的セーフティネットを実現する所得再分配という観点から望ましいとされたのである。

ところが、重化学工業が衰退し、金融自由化が進み、経済のボーダレス化・グローバル化が生じる。そうすると、資本は一瞬のうちに租税負担の高い国民国家から低い国民国家へと移動してしまう。租税負担率が高い国民国家では資本流出が生じ、経済成長率は低くならざるをえなくなる。

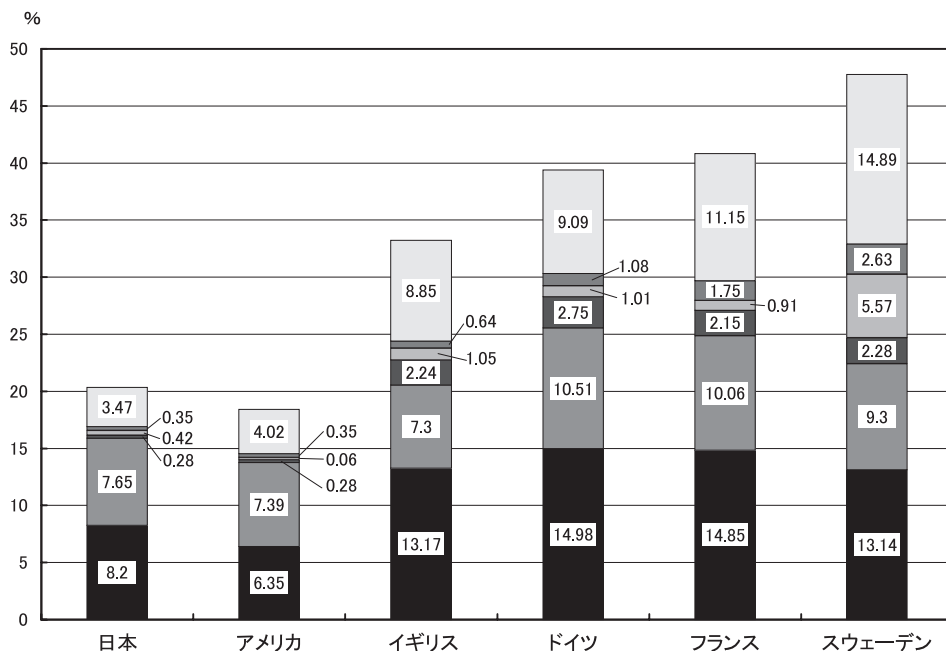
こうして福祉国家を支えた所得税・法人税を基幹税とした租税制度が機能不全に陥る。1980年代からの税制改革の合言葉は、それまでとは打って変わって「直接税から間接税へ」「広く薄い負担へ」と転換していく。結果として、所得再分配国家としての福祉国家は動揺してしまう。第二次大戦後には先進諸国は、挙って福祉国家を目指す「共通の道」を歩んできたけれども、1980年代から先進諸国は、「二つの道」へと分岐してしまうのである。

一つの道は福祉国家をかなぐり捨てて、「小さな政府」を目指すアメリカや日本などが選択した道である。もう一つの道は社会的セーフティネットを張り替えていくこととするヨーロッパ社会経済モデルである。ヨーロッパ諸国が米国の社会経済モデルは、「ほどよい政府」を目指しているといつてよい。



## 論 説

図1 政策分野別社会支出の対国民所得比の国際比較



出典: OECD Social Expenditure Database 2001

□ その他  
 ■ 家族現物  
 ■ 高齢者現物など  
 ■ 家族現金  
 ■ 保健医療  
 ■ 高齢現金

## 3、サービス給付による社会的セーフティネット

「ほどよい政府」とは分権型社会である。経済がボーダレス化・グローバル化してくると、現金給付による社会的セーフティネットが縮み始める。「小さな政府」とはそうした現金給付による社会的セーフティネットを切り捨て、暴力に

人間の生活はヨーロッパでいえば、教会などをシンボルに社会の構成員の共同事業として、福祉・医療・教育などのサービスを提供し合って保障されていた。そこで政府が、こうした共同事業を引き受けて、福祉・医療・教育といった対人サービスを提供し、社会的セーフティネットを張り替えていくのである。

サービス給付は地方が担わざるをえない。サービス給付は地域社会の実情に応じて供給せざるをえないため、中央政府がサービスを供給しようとすれば、結局地域社会ごとに出先機関を設置せざるをえないからである。

市町村の任務は、こうしたサービス給付を供給することにある。もともと、医療は市町村よりも道府県のような広域自治体が担うべきだと考えられる。しかし、合併などにより市町村の規模を拡大したのも、こうしたサービス給付の供給という使命を果す能力を高めるためでなければならないのである。

ところが、図1をみるとアメリカとともに「小さな政府」を追求してきた日本の社会保障・社会福祉は、ヨーロッパ諸国に比較して著しくみすばらしいことがわかる。年金や医療保険のような現金給付はまだしも、年金や医療保険以外の社会保障・社会福祉、とりわけ高齢者や子育て（家族）へのサービス給付が立ち遅れていることがわかる。日本では地方分権が進んでいないからである。

しかも、もはや常識になっているように、教育費においても、GDP（国内総生産）比で見てもスロバキア諸国の半分程度のウェイトしかない。先進諸国の中でも最も低いといってもよい。社会保障・社会福祉にしろ教育にしろ、市町村の使命であるサービス給付については日本は著しく立ち遅れているのである。

こうした社会保障・社会福祉や教育などのサービス給付を切り捨て、ただでさえ「小さな政府」である日本の財政をさらにスリムにし、「小さ過ぎる政府」にすることは愚挙である。有効に機能する「ほどよい政府」にするためには、国民が「ほどよい政府」の規模を決定できるように、地方分権を進めなければならない。

もちろん、日本の財政赤字は大きい。中央政府、地方政府、さらに社会保障基金という一般政府の財政収支を示すと、表1のように

人間の生活はヨーロッパでいえば、教会などをシンボルに社会の構成員の共同事業として、福祉・医療・教育などのサービスを提供し合って保障されていた。そこで政府が、こうした共同事業を引き受けて、福祉・医療・教育といった対人サービスを提供し、社会的セーフティネットを張り替えていくのである。

サービス給付は地方が担わざるをえない。サービス給付は地域社会の実情に応じて供給せざるをえないため、中央政府がサービスを供給しようとすれば、結局地域社会ごとに出先機関を設置せざるをえないからである。

市町村の任務は、こうしたサービス給付を供給することにある。もともと、医療は市町村よりも道府県のような広域自治体が担うべきだと考えられる。しかし、合併などにより市町村の規模を拡大したのも、こうしたサービス給付の供給という使命を果す能力を高めるためでなければならないのである。

ところが、図1をみるとアメリカとともに「小さな政府」を追求してきた日本の社会保障・社会福祉は、ヨーロッパ諸国に比較して著しくみすばらしいことがわかる。年金や医療保険のような現金給付はまだしも、年金や医療保険以外の社会保障・社会福祉、とりわけ高齢者や子育て（家族）へのサービス給付が立ち遅れていることがわかる。日本では地方分権が進んでいないからである。

しかも、もはや常識になっているように、教育費においても、GDP（国内総生産）比で見てもスロバキア諸国の半分程度のウェイトしかない。先進諸国の中でも最も低いといってもよい。社会保障・社会福祉にしろ教育にしろ、市町村の使命であるサービス給付については日本は著しく立ち遅れているのである。

こうした社会保障・社会福祉や教育などのサービス給付を切り捨て、ただでさえ「小さな政府」である日本の財政をさらにスリムにし、「小さ過ぎる政府」にすることは愚挙である。有効に機能する「ほどよい政府」にするためには、国民が「ほどよい政府」の規模を決定できるように、地方分権を進めなければならない。

もちろん、日本の財政赤字は大きい。中央政府、地方政府、さらに社会保障基金という一般政府の財政収支を示すと、表1のように

## 論 説

表1 一般政府の財政収支及び債務残高 [2004年。対GDP比]

(単位: %)

|        | 総支出  | 総収入  | 財政収支 | 純利払い費 | 総債務残高 | 資産   | 純債務残高 |
|--------|------|------|------|-------|-------|------|-------|
| 日本     | 37.3 | 31.2 | -6.1 | 1.5   | 157.6 | 79.2 | 78.4  |
| アメリカ   | 36.0 | 31.7 | -4.3 | 1.8   | 63.4  | 19.1 | 44.3  |
| カナダ    | 39.4 | 40.7 | 1.3  | 1.5   | 71.5  | 39.3 | 32.2  |
| イギリス   | 44.1 | 40.7 | -3.4 | 1.7   | 44.2  | 7.2  | 37.0  |
| フランス   | 54.4 | 50.7 | -3.7 | 2.5   | 73.2  | 28.8 | 44.4  |
| ドイツ    | 47.7 | 44.0 | -3.6 | 2.7   | 70.1  | 12.7 | 57.4  |
| イタリア   | 48.6 | 45.5 | -3.1 | 4.5   | 118.6 | 23.0 | 95.6  |
| スウェーデン | 57.1 | 58.3 | 1.2  | -0.2  | 62.1  | 67.3 | -5.2  |
| デンマーク  | 56.3 | 58.6 | 2.3  | 0.8   | 49.4  | 45.2 | 4.2   |

注: 1) 「総債務残高－資産＝純債務残高」とみなして算出した。

資料: OECD Economic Outlook 77 (June 2005), pp.173-181にもとづいた、池上岳彦立大教授による作成資料。

なる。日本の財政赤字の対GDP比6・1%は、主要先進国中最悪である。

ところが、表1の総支出の対GDP比を見ると、日本はアメリカ

諸国の財政収支が黒字であるという事実とは好対照である。社会保障・社会福祉においてサービス給付を増やし、教育への投資も充実させ、社会的セーフティネットを

に次いで小さい。つまり、既に先進諸国の中ではトップ争いを演じる「小さな政府」であることがわかる。総収入、つまり国税、地方税、さらに社会保障負担を加えた国民負担率で見ると、アメリカを抜いて「小さな政府」のトップに躍り出ている。

収入と支出の差額である財政赤字は、日本もアメリカも大きい。つまり、「小さな政府」であるが故に、「大きな赤字」を抱えているという特色が明確に表われる。スウェーデンやデンマークという「大きな政府」であるスカンジナビア

張り替えたスカンジナビア諸国は、経済的にも社会的にも安定して財政危機を克服したといっている。

しかも、日本の財政赤字はアメリカをも大きく引き離し、突出している。つまり、日本の財政の特色は、「小さな政府」の「大き過ぎる赤字」という点にある。日本は「大き過ぎる赤字」を抱えた「小さな政府」でありながらも、市町村が社会保障・社会福祉や教育というサービス給付を支出し、社会的セーフティネットを張り替えない

## 4、人間の幸福を求めて

「幸福への呪文」を「儲かる社会」と考えると、幸福になれないどころか儲けることにも失敗する。ダボス会議を主催する世界経済フォーラムによると、日本の国際競争力ランキングは昨年の9位から12位へと転落している。第1位フィンランドで第2位がアメリカ、第3位がスウェーデンである。

この国際競争力ランキングは技術指数が50%、公的制度指数が25%、マクロ経済環境指数が25%のウェイトで評価される。アメリカは技術指数では第1位だけれども、公的制度指数は第18位、マクロ経済環境指数が第23位である。ところが、フィンランドは技術指

ればならない。もちろん、そのためには地方分権が必要である。サービス給付で社会的セーフティネットを張るのは地方自治体だからである。所得税と消費税という基幹税を国税から地方税に移譲し、それぞれの地域社会ごとに必要だと思われる福祉・医療・教育というサービス給付のために適切な負担を決定すればよい。つまり、「ほどよい政府」を地域社会ごとに決定していけばよいのである。

数が第2位で公的制度指数が第5位、マクロ経済環境指数が第4位である。つまり、技術指数だけが高いアメリカ型と三つの指数とも高い北欧型との三つのモデルがある。北欧型では市町村が充実したサービス給付を供給しているために三つの指数とも高い。アメリカのように軍事転換型技術のない日本はアメリカ型を目指しても競争力を高めることはできない。市町村が「人間の絆」を代替するようなサービス給付を供給してこそ初めて経済活性化するといっている。「人間の絆」によって作られる木陰でこそ人間の生活は豊かになることを忘れてはならない。



# 地方分権改革総決起大会ひらく ～地方の改革案に沿った三位一体改革の実施求め～

全国町村会（会長・山本文男福岡県添田町長 など地方六団体で構成する地方自治確立対策協議会と地方分権推進連盟は、11月14日、午後1時から東京・渋谷のNHKホールで「地方分権改革総決起大会」を開催した。

今回の大会は、真の地方分権改革の実現を図り、自立して安定した地方財政基盤を確立するため、地方の改革案に沿った三位一体改革第一期改革の実施および第二期改革に向けての道筋を示すことを強く求める趣旨で開催したもの。全国の都道府県知事、都道府県議会議員、市長、市議会議員、町村長、町村議会議員及び関係者約3千人が参加した。

来賓として、内閣総理大臣代理・鈴木政二内閣官房副長官、竹中平蔵総務大臣及び地方分権推進連盟の顧問である武部 勤自民党幹事長・井上義久公明党政務調査会長の両氏と中馬弘毅行政改革・特区地域再生担当大臣が臨席した。

はじめに主催者を代表して麻生 渡全国知事会会長（福岡県知事）があいさつに立ち、「三位一体改革は、国・地方を通じた最大の行財政改革であり、待ったなしの改革である。新内閣は、小泉総理の強力なリーダーシップのもと、我々地方の切実な声を聞き、高い志を持って真の改革を強力に推進するよう強く求める。」と述べた。

ついで大会議長に島田 明全国都道府県議会連合会会長（山口県議会議長）を選出し、議事に入った。

その後、来賓あいさつに移り、はじめに鈴木内閣官房副長官が「喫緊の課題である4兆円程度の補助金改革、3兆円規模の税源移譲



## 活 動



地方交付税の見直しの三位一体の改革を来年度までに確実に実現する。特に6千億円の国庫補助負担金改革は、地方の要望を踏まえ今月中に決定する。」と小泉総理のあいさつを代読。

続いて竹中総務大臣が、「三位一体改革については、3兆円規模の税源移譲の実現に向けて、地方の意見を充分に聞いた上で政府として結論を出すとともに、平成19年度以降も必要な一般財源を確保したい。」とあいさつした。

このほか来賓として迎えた衆参両院の国會議員246名（代理を含む）を順次紹介した。

ここで議事に入り、地方分権推進連盟が、衆参両院の全国會議員を対象に実施した「地方分権改革の推進に関する調査の結果について、川股 博全国町村議會議長會會長（北海道由仁町議會議長）が報告した。それによると、回答率は53・4％で、①「地方分権改革の推進」は賛成99・0％、反対なし、②「3兆円規模の税源移譲」は賛成96・5％、反対0・6％、③「地方の改革案に沿った国庫補助負担金改革」は賛成79・3％、反対4・5％、④「地方交付税の総額確保」は賛成84・1％、反対5・7％―等の結果となり、地方分権の大きな流れについて賛同が得られている状況が浮き彫りとなった。

この後、山出 保全国市長會會長（金沢市長）の決意表明と「生活保護等の地方への負担転嫁に反対する特別決議」の提案に続き、地方六団体の決意を強く表明するため「三位一体改革の推進に関する緊急決議」を山本文男全国町村會會長（福岡県添田町長）が説明し、満場一致で決定された。

最後に地方の結束と分権推進の心意気を示すため、国松 誠全国市議會議長會會長（藤沢市議會議長）の発声で「ガンバロー・コール」を行い、午後2時10分に全日程を終了、閉会した。

大会終了後、各団体の會長が記者会見を行い、山本全国町村會會長は「本大会に参加していただいた国会の先生方の努力によって分権改革の実現は可能である。そして私たち地方六団体がさらに協力して三位一体の改革を推進することで、自主自立のできる地方を実現していくことができると思う。この大会でその決意を新たにすることができた。」と述べ、本大会の意義と分権改革の必要性を訴えた。

## 三位一体改革の推進に関する緊急決議



△緊急決議を行う山本全国町村会長

全国町村会の山本でございます。

真の地方分権確立を目指し、ここに「三位一体改革の推進に関する緊急決議」を行いたいと存じます。

案文は、お手元に配布してありますので、簡潔に、要約して、ご提案いたします。

1つ、三兆円の税源移譲を確実に実施すること。

1つ、残された六千億円は、地方案に沿って実現すること。

1つ、施設整備費も税源移譲の対象とすること。

1つ、義務教負担金は、地方案に沿って税源移譲すること。

1つ、生活保護費の負担転嫁を断固阻止すること。

1つ、補助負担金の交付金化は、改革と認められないこと。

1つ、必要な地方交付税総額を確保すること。

1つ、19年度以降も第二期改革を強力に推進すること。

1つ、「国と地方の協議の場」を制度化すること。

1つ、地方自らも、行財政改革を更に進める決意であること。

以上、決議する。

どうぞ、ご参集の皆様方の満場のご賛同を御願いたします。



## 活 動

## 緊急決議・特別決議を満場一致で決定

## 三位一体改革の推進に關する緊急決議

小泉内閣の進める「官から民へ」、「国から地方へ」の構造改革は、先の衆議院議員総選挙においても国民の強い支持を得た。「三位一体の改革」は「国から地方へ」の改革の最大の柱であり、待ったなしの改革である。我々地方六団体は、すでに昨年3・2兆円の国庫補助負担金改革案を提出したところであるが、改革を前に進め、3兆円の税源移譲を確実に負担金等に関する改革案(2)を

取りまとめ、7月20日に改めて政府へ提出した。我々地方は、政府の要請に対し、その都度、誠意をもって真摯に対応してきた。

小泉内閣総理大臣は、特別国会の所信表明演説などにおいて、「三位一体の改革」を郵政民営化関連法案成立後の大きな柱として位置づけ、取り組みへの強い決意を示された。また、改革の推進に当たっては、「地方の意見を尊重する」と繰り返し言明されている。

政府においては、地方六団体と誠意を持って協議を行うとともに、小泉内閣総理大臣の強いリーダーシップのもと、真の地方分権の確立のため、地方の改革案に沿って、強力に「三位一体の改革」を進めるべきである。ここに、地方六団体は、下記事項について実現を強く求める。

- 1、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施すること。
- 2、国庫補助負担金改革の残された6千億円については、政府の要請を受け提出した地方の改革案(2)の中から実現すること。
- 3、施設整備費国庫補助負担金については、地方の裁量を大幅に高めるため、税源移譲の対象とすること。

4、義務教育費国庫負担金については、地方案に沿った税源移譲を実現すること。

5、生活保護は国の責務として行うべき事務であり、国の責任放棄、地方への負担転嫁は、断固阻止するものであること。

6、国庫補助負担金の交付金化は、国に権限と財源が残し、改革とは認められないこと。

7、平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」を踏まえ、地方団体の安定的財政運営に必要な地方交付税総額を確保すること。

8、「三位一体の改革」は、平成18年度までの第1期改革にとどまることなく引き続き19年度以降も分権型社会の構築にむけて、第2期改革として更なる改革を強力に推進すること。

9、「三位一体の改革」を真の地方分権に資する改革として推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

10、我々地方は、納税者である住民の信頼に応えるべく、職員定数の適正化や給与水準の見直し等、一層の危機意識と改革意志を持って、更なる行財政改革を進める決意である。

地方に権限と財源を移す真の「三位一体の改革」は、国・地方を通じて最大の行財政改革であること。

以上、決議する。

## 生活保護等の地方への負担転嫁に反対する特別決議

我々地方六団体は、「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協

議会」に参加するにあたり、「国庫負担率の引き下げを前提としたものではなく、生活保護制度や児童扶養手当制度の在り方について幅広く議論を行う」ことを、再三にわたり確認した。それにもかかわらず、厚生労働省が、地方の負担増加を前提とした「生活保護及び児童扶養手当に関する見直し案」を提出したことは、信義に反し、国と地方の信頼関係を損なうものである。

厚生労働省の提案は、「地方の自由度を高め創意工夫に富んだ施策を展開するために地方自治体の裁量を拡大する」という三位一体の改革の趣旨に全く合致しないものであり、断固反対する。

厚生労働省は、地方の提出した平成18年度移譲対象補助金について、真摯に検討し、一般財源化を図るべきである。

そもそも生活保護制度において、ナショナル・ミニマムの確保、国民の文化的で最低限度の生活を保障するという役割は、国が担うべきものである。国は、単に地方へ負担転嫁をするために、法定受託事務である生活保護等に係る事務の責任を放棄しようとしており、こうした提案は受け入れられないものではない。

「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」においては、生活保護等の給付の適正化に資する制度改正について、地方団体との協議を継続し、制度設計者である国としての責任を果たすことを求める。以上決議する。



# 地方六団体代表が実行運動を展開

▷安倍内閣官房長官に要請する六団体代表  
右から4人が山本全国町村会長。



▷武部自民党幹事長に要請する六団体代表  
左が山本全国町村会長。



▷中川自民党政務調査会長に要請  
左が山本全国町村会長。



総決起大会終了後、山本全国町村会長はじめ地方六団体の代表者は、政府、与党等の幹部に対し、決議事項の実現を求めて実行運動を行った。

また総決起大会に出席した各都道府県の地方六団体代表者はじめ町村長は、それぞれ地元選出国會議員等に対し、強力な実行運動を展開した。

## 活 動



冬柴公明党幹事長に要請する六団体代表。左手前が山本全国町村会長。



自民党の合同部会で意見を述べる山本全国町村会長

# 地方六団体代表 三位一体の改革の実現を与党に要請

全国町村会をはじめ地方六団体は、11月14日、三位一体の改革に関する補助金削減について内閣官房長官の要請を受け、同日各省が回答した内容に対するコメントを発表した。

また、六団体代表は11月16日午前、自民党の「三位一体改革に関する関係合同部会」に出席し、地方の提案に即した三位一体の改革の実現を訴えた。

## 三位一体の改革に関する各省の検討状況について（11月14日）

### （地方六団体会長コメント）

本日、関係各省大臣が内閣官房長官に「三位一体の改革」に関する検討結果を提出することになったことが、各省の検討案は、内閣官房長官の指示である6千3百億円以上の改革目標額に遠く及ばず、現在のところ、わずかに3百億円程度にとどまっていると聞いている。このように内閣官房長官の指示が守られないことは誠に驚くべきことであり、失望かつ遺憾極まりない。

そのような中で、改革を達成すべく積極的な回答を行った省については高く評価するが、他方、改革額が

引き続き、午後には公明党幹部とも意見交換を行い、生活保護を巡り厚生労働省が提案している地方への負担転嫁を断じて受け入れられないと主張、理解を求めた。

本会からは山本会長が出席し、自民党では、義務教育費国庫負担の扱いを巡る中央教育審議会の不公正な議事運営を批判した。また、公明党の幹部に対しては、生活保護は本来地方の事務ではなく、国が責任を

目標に達していない省や回答がない省は、改革に向けて取り組もうという熱意、誠意が全く感じられない。

また、「地方の意見を尊重して」改革を行うと繰り返し言明している小泉内閣総理大臣の意向にも反するものである。

とりわけ、厚生労働省においては、5千億円に対しわずか1百億円しか回答しておらず、極めて不誠実である。しかも、地方が断じて受け入れられないとしている生活保護費等について「検討中」としている。地方の改革案3・2兆円の中には同省分の補助金等が8千億円以上も含まれているので、地方案に沿った形で改革額の達成は十分できるはずである。

持つて行っべきものと主張した。

さらに、地方六団体は11月17日厚生労働大臣に対し、同省が生活保護等について「検討中」と内閣官房長官に回答したことに関し、①生活保護費等の国庫負担を絶対に引き下げないこと、②補助金改革の目標額は地方提案の内容で達成すること、③生活保護の基本的課題は国との協議会で専門的に検討を行うこと、④厚生労働省提案内容の強行は地方との信頼関係を破壊するものであり、これを回避すること、等を内容とする緊急申し入れを行った。

地方六団体会長が11月14日に発表した共同コメント「三位一体の改革に関する各省の検討状況について」は次の通り。

我々地方六団体は、「三位一体の改革」を確実に実行に移すことを目指し、政府の要請に応じて、昨年来二度にわたり改革案を提示し、政府に協力してきた。

関係各省大臣においては、地方の改革案を尊重するという小泉内閣総理大臣の意向に従い、地方の改革案に沿い、誠意をもって改革努力を行うべきである。

また、内閣官房長官におかれては、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう、地方分権改革を着実に推進する観点から、国庫補助負担金改革案を取りまとめるべく、断固たる方策を取っていただきたい。

以上、地方六団体として、強く求める。



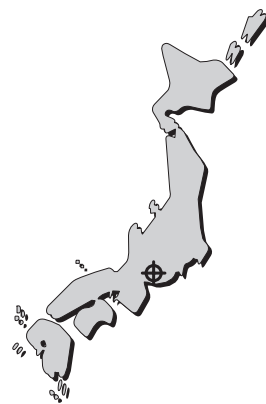
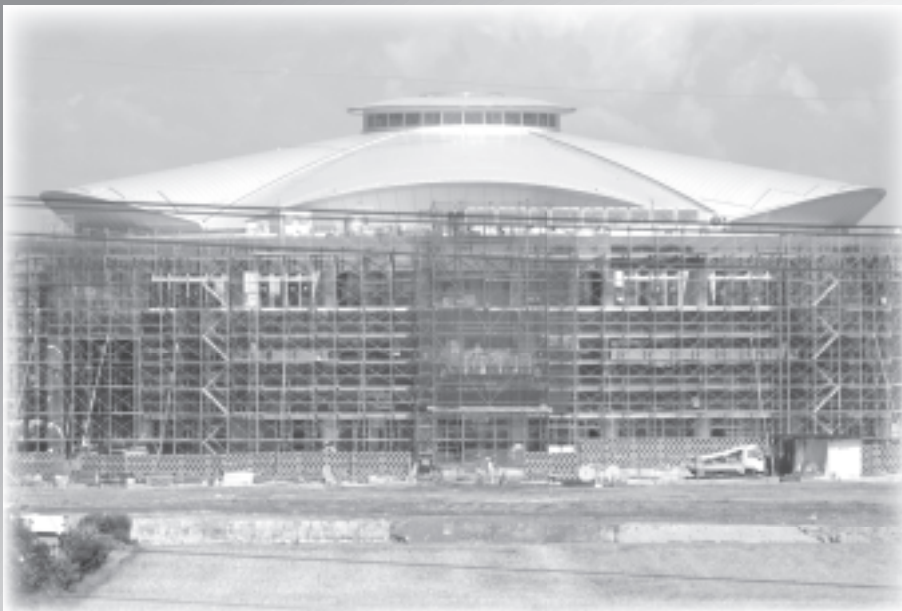
## ●町村独自の地域振興事例紹介●

## 現地レポート

# 職員が変われば、役場は変わる

## ～機構改革は、意識改革の特効薬～

▶改革の成果を投入し、NPO管理となる健康ドーム



愛知県

にし はる ちょう  
西春町

西春町は、名古屋市の北隣にある、人口3万4千、面積10平方キロメートルの小さな町である。肥沃な濃尾平野の中心にあり、交通の利便がよく、名古屋市の発展とともに大きく変貌し、昭和40～50年代に人口が急増した。そのため、学校建設などで一時期公債費比率は15・8、町債と債務負担の総額は町税収入の2・7倍を超えていた。こんな中で町長に就任したが、すぐに世間常識とかけ離れた公務員社会の壁に突き当たった。これを打ち破るには、職

## ▼機構改革は意識改革の手段だ

「改革、この2文字が衆院選挙の大きな争点になった。今、国・地方を問わず、行政改革（行革）の大会唱だ。しかし、この「行革」、さまざまな側面を持ち、その中身もさまざまで、改革に値しないものも紛れ込んでいるようだ。では、行革に直結した真正正銘の全国でも珍しいわが町の機構改革を自信を持って紹介しよう。



## フォーラム

＜大幅に職務権限を移譲され、職員  
の配置権限もある専務の席



員の意識改革しかないが、特権意識は非常に強く、研修程度では生ぬるい。その手段が機構改革だった。「水は方円の器に随」と言う。形から意識を変えようというわけだ。

機構改革は、6年前から管理職の自由参加でプロジェクトチームを編成、勤務時間外で検討してもらった。課長以上のほとんどが参加したが、総務部門からの参加はなかった。従来の型にとらわれず、自由に研究しようという趣旨から、あえてはずしたというのが真相だ。

### ▼民間に学ぶ、コペルニクスの発想の機構改革

機構改革の課題は、「住民本位の事務体制」はどうあるべきか、「能率的・効率的な事務組織」をどうつく

＜課の表示から事務内容の表示へ



△お客様ではなく職員が動く事務窓口

＜執行部側の説明員が半減した議会



強く打ち出され、最終的にはコペルニクスの発想の機構改革となったのである。

この機構改革は、全国的には「専務・常務」の名称で話題を集めたが、これは表面だけのことで、実際は自治体経営の本質にも踏み込む、さまざまな改革を含むものとなった。その主な内容は、次のとおりである。

#### 1、町民の利益のために

「町民が利益を受ける組織」を理念にした。当たり前と言うが、当たり前が当たり前にならないのが公務員の世界である。当たり前を名実ともに愚直に実現しようとした。今までの公務の常識や慣習を破る案だったから、常に抵抗を受けた。理念、総論は賛成でも、個々の事項になるとダメ、旧来の考え方、職員に都合のよい姿に戻そうという力が働く。改革の理念から外れていく。そんなとき、羅針盤が「町民が利益を受ける組織」かどうか、であった。役場とは何だろう、なぜ役場があるのか、ごく当たり前のことをごく当たり前に考えることを原点にしたのだ。

#### 2、活力ある柔軟な組織に

地方分権、ＩＴ化など、時代の要請に対応できる柔軟な組織、職員の意識を変える活力ある組織、能率的・効率的で、すばやい対応のできる組織を目標にした。伝統的な組織は、職員に都合よくつくられている。逆に言う、住民の意向がトップに伝わらない、反応がにぶい、時間がかかる、担当部署がよく分からない、ということだ。そこで、発想

るか、「地方分権やＩＴ化」を進めるためにはどんな機構がよいが、また、「時代の要請に柔軟に対応できる組織、機構はどうあるべきか、などであった。前例、常識から脱し、聖域を設けず、「住民の立場」に立った組織のありようを考えさせた。

同規模の町村を調査し、課や係の事務内容や事務量を比較検討させたが、この時点では、係を廃止するだ

けという中途半端なものだった。何か特効薬が必要だった。そこで、職員全員での検討と並行して、当時補助金、助成金の整理縮減に取り組んでいた行政改革推進委員会に提出、住民の立場、民間経営の観点、行革の視点から検討を加えていた。この委員会には民間企業の経営者が多く参加されていたことから、結果的には民間経営の考え方が

## フォーラム

# <社外重役と住民 職員の創意でできた全く新しい仕組みの「陽だまりハウ



介護予防体操

になるといった効果も生まれる。課・係の壁を取り払うことで、「たらい回し」「先送り」「前例踏襲」という公務員組織の3悪の排除に大きな効果もたらされた。

## 4、「専務・常務」で民間にならう

機構が全く新しい形態となり、職の中身も仕事の仕方も変わるところから、従来の部長・次長・課長に変わって、「専務・常務・リーダー」と民間会社の職名を採用した。民間企業に学び効率的な経営を目指す、管理職・特に幹部は経営に責任があるという自覚を高める、というところから名付けた。専務は部に属する職員の配置権限をもち、部全体で行政

である。職責を果たせない職員を管理職に登用したり、管理的な職務を担当しない職員に管理職手当を支給するようなことはやめた。こうしたことを実現しやすくするため、100（現在は60）項目にわたる具体的な勤務評定表を開発したり、希望降格・降任制度を取り入れた。勤務評定制度は、上司からも部下からのもあるユニークなものだ。

## 6、柔軟な人員配置

前述のように、部内の職員配置は、必要に応じていつでも専務の権限で行うことにした。これまでは、まず組織があり、そこからの事務事業を割り振るかという観点で人事を行ってきたが、新機構では、事務事業の性格や事務量に応じて、どんな人材がいままで何人必要か、という逆の発想で人事を行っている。職員は町長辞令によって職階と所属部が決まるが、配属された部のどのグループで仕事をするかは、部専務の配属書で決まる。したがって、同一部内の異動は、必要に応じて専務権限で日常的に行われることになる。

## 5、能力主義・成績主義を導入

公務員社会に根強い年功序列は、職場の活力をなくす。競争原理が働かないからである。そこで、この慣行をやめ、昇格や昇任、特別昇給やボーナスなどに能力主義・成績主義を取り入れた。経験や年齢に比例して能力が上げれば「年功序列」でも問題はないが、そんなことはまずない。ありえないことをあるとして人事を行えば、問題が生ずるのは当然だが、それを放置してきたのが実情

## 7、「町民参画まちづくり推進室」と「サービス向上委員会・外部評価制度」

推進室は、町長直轄で、町民と各担当部署をつなぐのがその役割である。NPOやボランティア団体との連携協力を円滑にしたり、町民からの提案や意見、苦情を町長に直接伝え、すばやく対応できるようにする。各グループでは、それぞれサービス向上委員会があり、苦情などを直ちに解決する体制になっている。

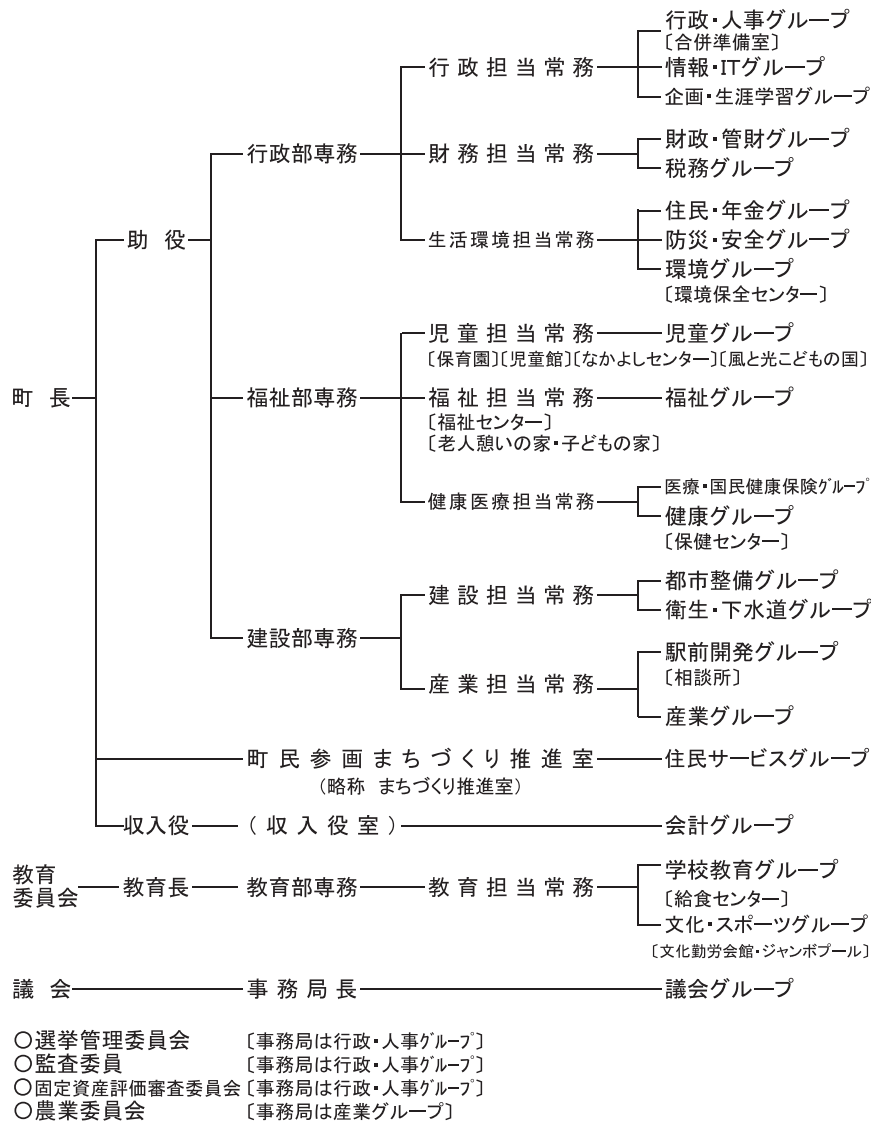
を百八十度転換し、住民に分かりやすいシンプルな組織にした。住民の利便と事務の能率を考慮し、役場の窓口や仕事分担も全面的に改めた。一階には、来客の多い異動届や証明書発行の事務と身障者や高齢者の利用が多い福祉関係を配置した。窓口表示も課名でなく、仕事の中身で表示した。事務統合の例として公園（広場）を上げよう。役場の窓口では児童遊園は児童課、都市公園は都市計画課、スポーツ広場はスポーツ課と分かれていた。しかし、住民の目からは、大きくても小さくても公園には違いない。そこで、窓口を一本化、これを都市整備という一つの窓口（グループ）に統合した。道路も都市計画道路は都市計画課、一般の道路は土木課となっていたが、これも都市整備グループにまとめた。ごみ袋は本来環境課の分掌だが、便利

な1階の税務課で売った。住民の買いやすいところで売るのである。  
**3、仕事に合わせた組織も動く**  
 事務事業を進めるには、横の連携が重要である。部課係制というのは縦割り組織で、横の連携に問題があった。知っていても他の課や係の仕事には口を出さない、その部署がどんなに忙しくても、手伝いはしない、セクト意識が強く縦割りの弊害が出ていた。そこで、課や係をなくし、部という大きな組織の中で、グループという仕事の単位を作った。少子高齢化、環境、生涯教育など、課単位で対応できない大きな事業に部単位で取り組むことが可能になる。臨時、緊急の仕事にすばやく対応できる。仕事量の変化や職員の病欠などにもすばやく対応できる。また、縦割り組織は、指示待ち、受け身になりがちだが、グループ制では職員間の議論や意見交換が進み、職員が自発的に仕事に取り組むよう



## フォーラム

## 西 春 町 行 政 機 構 図

▼職員心が変わったとき  
機構改革が行政改革になる

以上のように、西春町の機構改革

また外部評価制度は、町自身が行う  
事務事業評価の透明性と客観性を高  
めるため導入したもので、目的の達  
成度や事業効果、能率などをできる  
だけ数値化し、客観的に評価するも  
のである。

はさまざまな内容を含んでおり、単  
純な組織の再編成ではないことがお  
分かりだと思う。この機構改革は、  
職員の意識改革であり、行政手法の  
改革である。職員の心が変わったと  
き、初めて機構改革が行政改革にな  
る。

であると考え、情報公開している  
が、住民アンケートでは、8割の支  
持をいただいている。改革は不断の  
努力にあることを肝に銘じ、「町民  
の利益のために」一歩一歩着実に進  
めている。（西春町長・上野政志）  
※平成16年度決算では、公債費比率  
は3・0、町債と債務負担の総額は  
町税収入の7割と大幅に改善されて  
いる。

## 新刊紹介

ろーかるでさいんのおと

(田舎意匠帳) ~あのひとが面白い  
あのまちが面白い~

鈴木輝隆(すずきてるたか) 著

二〇〇五年二月一〇日発売

B6判・四八〇頁・定価二六二五円

全国林業改良普及協会発行

(電話〇三三三三三三三三三三)

「ローカル(田舎)は、限りなく面白  
く、楽しいもの」と、全国の魅力的  
なローカルを訪ね歩いて江戸川

大学教授の鈴木輝隆さん。

本書は、鈴木さんが、高い志を持  
ち続け、地道に活動し続けるローカ  
ルのリーダーから、個性的で豊かな

人生と、魅力的で活力あるまちの物  
語を聞き集めた全国のローカルデザ  
イン現場の実録であり、地域が生き

抜くための豊富な事例をまとめた地  
域づくりの哲学書です。

地域に参加し、楽しむことこそか  
ら、住民主体の個性的な地域づくり  
の発想はでてくると気づかされま

す。そして、都会と地方の交流と共  
感、ローカル社会に積み重ねられた

陰影のある伝統や文化に、感動し、  
豊かさや確かさを発見すること

でしょう。構造改革や市町村合併など  
時代の変化が激しく、地方分権が進  
められる中、小さな町や村、困難を

抱えている所が、「地域を再生し、  
活力ある地域になるためのヒント

が、この本にはたくさんあります。

さあ、あなたの地域の未来・夢を  
聞かせてください。

聞かせてください。

## 情 報

## カプセル Now &amp; New

「町長談話室」を開設

北海道  
南幌町

町は、町民の生の声をまづくりに生かしていくため、町長が町長と直接対話できる「町長談話室」を開設している。談話室は原則、毎週木曜日午後1時から2時間、庁内の情報コーナーに開設。前日までに町民から予約を受け付け、1件20分を目安に対話してもらっている。

「子育てサポーター利用 岩手県補助金交付制度」を導入 紫波町

町は、3つ子以上の多胎児が生まれた家庭の子育てを支援するため、「子育てサポーター利用補助金交付制度」を導入した。親族以外に子守りなどを頼み報酬を支払った場合、その費用を補助していく。限度額は3つ子の場合月4万円、4つ子は5万円、5つ子は6万円。

段階的な機構改革を 宮城県  
柴田町

今年4月に「新生しばた行財政改革推進本部」を設置し、段階的な機構改革に取り組んでいる町は、10月1日付で14課2所1室を11課1所に再編した。効率的な事務処理で住民ニーズへの迅速な対応を図るのがねらいで、来年度は係制を廃止し、グループ制を導入していく予定。

健康づくりに「健康ウォーキング」を実施 福島県  
西郷村

「健康ウォーキングの村」を宣言している村は、1～10キロまで全40のウォーキングコースを

用意するとともに、コースを記した冊子を全戸に配布。毎月第3日曜日を「健康ウォーキングの日」とし、指導員がついたウォーキングを実施している。村民の健康づくりがねらい。

全職員対象に救命講習会 埼玉県  
宮代町

町は、職員を対象にした人工呼吸などの心肺蘇生法や自動体外式除細動器使用法などの救命講習会を開催している。庁内で住民が倒れた場合などに職員が迅速に対応できるようにするのがねらい。地元の消防署員が講師となり、平成21年度までに全職員に受講させる。

「能登海洋深層水施設」が 石川県  
能登町

町では、「能登海洋深層水施設」が完成し、稼働している。海洋深層水の活用を目的に整備したもので、水深約320メートルから取水したミネラル分などが豊富な日本海の深層水を1日最大40トン加工できる。町では原水のほか、濃縮水や飲料水等に加工し販売していく。

「信濃村上氏を語る 長野県  
フォオラム」を開催 坂城町

戦国武将の村上義清の居城・葛尾城跡のある町は、愛媛県今治市や広島県因島市など、村上氏と縁のある全国の5市町村の郷土史研究者を招き、11月12日に「信濃村上氏を語るフォオラム」を開催する。郷土史への理解を深めるとともに、まちおこしにつなげていくのがねらい。

高齢者世帯等対象の家具 静岡県  
転倒防止事業を実施 大井川町

町は、高齢者や身体障害者の世帯を対象に、地震による家具の転倒防止を図る事業を実施している。希望世帯からの申請を受け、業者に作業を委託して家具を金具で壁などに固定していく。1世帯につき家具3点までは無料で実施し、それ以上は自己負担としている。

町内の幼稚園と保育園を 三重県  
ひとつに統合 白山町

町内に5つの町立幼稚園と3つの保育園がある町は、全施設をひとつに統合する準備を進めている。各施設の老朽化に加え、園児が減少していることから、幼保統合施設を建設することとしたもので、平成18年度に開園。通園の便を図るため、4コースで送迎バスを運行する。

埋蔵文化財展示室の大幅 奈良県  
な展示替えを実施 明日香村

村教育委員会は、埋蔵文化財展示室の大幅な展示替えを実施した。同室が開設された平成11年以降の発掘で出土したり、保存処理が完了した遺物を新たに展示し、展示物は140点以上増えた。推古天皇の小墾田宮の位置の決め手となった墨書土器などが展示されている。

青色回転灯搭載の公用車 岡山県  
で巡回 美咲町

町は、防犯意識を高めていくため、青色回転灯を搭載した公用車で通学路の巡回を実施している。公用車の車体はパトカーを模した白と黒の2色で、マイ

クやスピーカーも搭載。町職員が運転を担当。県警の認定を受けた住民ボランティアが同乗して通学時に巡回している。

町民の人材登録制度を発足 徳島県  
北島町

町は、専門性を伴う公的資格や手話、外国語通訳などの技能を持つ町民の人材登録制度を発足させた。これら町民に行政サービスをサポートしてもらうのがねらいで、登録した資格や技能を生かす業務があれば、委託契約し、無償あるいは有償で業務を遂行してもらう。

広報誌に民間の広告 香川県  
を掲載 宇多津町

町は、毎月1日に発行している「広報うたづ」への民間広告の掲載を実施している。町内の企業や商店の育成とともに、広告収入による経費節減がねらい。広告スペースは1枠当たり縦4・5センチ×横8・5センチで、毎号4枠分を確保。広告費は1か月3000円。

「商人百人塾」で住民同士 鹿児島県  
の意見交換 志布志町

町は、江戸時代に海外交易などで栄えた港町「志布志千軒町」を手本に「商人百人塾」を開講し、講演会や研修会を実施している。地元商店街が抱える課題の解決や地域社会の活性化などについて、住民同士が自由に意見交換できる場としていくのがねらい。

## カプセル Now &amp; New

## 情 報

## 平成18年度「水辺施設」募集のお知らせ

財団法人リバーフロント  
整備センター

財団法人リバーフロント整備センター（国土交通大臣認可団体）では、事業の一環として、日本宝くじ協会の助成を受けて水辺にアメニティの向上施設及び生物の生息環境の向上施設を整備し、当該市町村へ寄贈する「水辺施設の設置事業」を行っています。当事業を通じて水辺空間の健全な利用を促進していただきたく、多数の水辺施設計画を募集します。

## 1. 応募要件

- (1) 応募資格：市町村
- (2) 応募対象となる水辺  
周辺に施設を整備することで、①「生物の生息環境」や②「アメニティ」が向上し、かつ地域住民の高い利用度が期待される、河川（小川を含む）等の水辺。
- (3) 応募可能な水辺施設  
①「生物の生息環境」の向上に寄与する施設  
身近な水辺の自然環境をより豊かにし、地域の生物の生息環境を整える生態環境保全・再生施設、生物の多様性や環境教育の場を創出するビオトープ等  
②「アメニティ」の向上に寄与する施設  
水辺を観察するための観察小屋、デッキ、水辺で休憩するためのあずまや等  
※トイレは対象外
- (4) 応募方法  
連絡先（市町村名、担当部課名、担当者名、電話・Fax番号・E-mail等）を明記の上、E-mailまたはFaxにより応募様式を請求して下さい。請求があり次第、応募様式を送付します。
- (5) 応募締切り  
平成18年1月27日（金）

## 2. 選定方法と発表

- (1) 選定方法  
学識経験者、国土交通省担当官等からなる選定委員会により選定します。  
選定に際しては、「利用者の利便性」、「関連事業等の状況」、「施設用地の確保の状況」、「施設設置後の維持・管理計画」等の観点を評価の基準にします。
- (2) 選定施設数：6施設程度
- (3) 選定結果発表  
平成18年4月に選定結果を応募市町村に通知します。

## 3. 応募上の注意

- (1) 水辺施設のうち、「生物の生息環境」向上施設は工事費のみで一カ所につき上限450万円（税抜き）、「アメニティ」向上施設は一カ所につき上限900万円（同）の整備助成を行います。
- (2) 水辺施設は、当センターが平成18年度に設置し、完成後に当該市町村へ寄贈します。  
関連法規に係わる事前協議、調整、申請等については、当該市町村をお願いします。
- (3) 水辺施設の設置費用には、宝くじ助成金の充当を予定しています。

## 4. 応募および問い合わせ先

財団法人 リバーフロント整備センター  
担当：企画部 阿部、塚野  
〒102-0082  
東京都千代田区一番町8番地  
一番町FSビル3F  
Tel：03（3265）7121  
Fax：03（3265）7456  
E-mail：abe@rfc.or.jp

●水辺施設の例  
[平成16年度設置]

「川の一里塚 四阿」  
(利根川水系／栃木県小山市)

## 都道府県別市町村数

(平成17年11月27日現在)

| 都道府県 | 町   | 村  | 町村計 | 市  | 計   | 都道府県 | 町  | 村  | 町村計 | 市  | 計  | 都道府県 | 町     | 村   | 町村計   | 市   | 計     |
|------|-----|----|-----|----|-----|------|----|----|-----|----|----|------|-------|-----|-------|-----|-------|
| 北海道  | 142 | 20 | 162 | 34 | 196 | 富山県  | 5  | 1  | 6   | 10 | 16 | 岡山県  | 16    | 2   | 18    | 14  | 32    |
| 青森県  | 27  | 11 | 38  | 9  | 47  | 石川県  | 10 | 0  | 10  | 10 | 20 | 広島県  | 11    | 0   | 11    | 15  | 26    |
| 岩手県  | 22  | 10 | 32  | 14 | 46  | 福井県  | 15 | 3  | 18  | 8  | 26 | 山口県  | 15    | 1   | 16    | 13  | 29    |
| 宮城県  | 30  | 1  | 31  | 13 | 44  | 長野県  | 28 | 42 | 70  | 19 | 89 | 徳島県  | 25    | 3   | 28    | 7   | 35    |
| 秋田県  | 12  | 4  | 16  | 13 | 29  | 岐阜県  | 23 | 2  | 25  | 21 | 46 | 香川県  | 25    | 0   | 25    | 7   | 32    |
| 山形県  | 19  | 3  | 22  | 13 | 35  | 静岡県  | 20 | 0  | 20  | 23 | 43 | 愛媛県  | 9     | 0   | 9     | 11  | 20    |
| 福島県  | 45  | 21 | 66  | 11 | 77  | 愛知県  | 31 | 3  | 34  | 33 | 67 | 高知県  | 26    | 10  | 36    | 9   | 45    |
| 茨城県  | 16  | 6  | 22  | 30 | 52  | 三重県  | 21 | 5  | 26  | 15 | 41 | 福岡県  | 54    | 4   | 58    | 26  | 84    |
| 栃木県  | 25  | 1  | 26  | 14 | 40  | 滋賀県  | 19 | 0  | 19  | 13 | 32 | 佐賀県  | 20    | 3   | 23    | 8   | 31    |
| 群馬県  | 26  | 17 | 43  | 11 | 54  | 京都府  | 22 | 1  | 23  | 13 | 36 | 長崎県  | 24    | 0   | 24    | 12  | 36    |
| 埼玉県  | 33  | 5  | 38  | 40 | 78  | 大阪府  | 9  | 1  | 10  | 33 | 43 | 熊本県  | 37    | 8   | 45    | 14  | 59    |
| 千葉県  | 36  | 5  | 41  | 33 | 74  | 兵庫県  | 20 | 0  | 20  | 28 | 48 | 大分県  | 7     | 1   | 8     | 13  | 21    |
| 東京都  | 5   | 8  | 13  | 26 | 39  | 奈良県  | 18 | 13 | 31  | 11 | 42 | 宮崎県  | 28    | 7   | 35    | 9   | 44    |
| 神奈川県 | 17  | 1  | 18  | 19 | 37  | 和歌山県 | 26 | 1  | 27  | 8  | 35 | 鹿児島県 | 40    | 5   | 45    | 16  | 61    |
| 山梨県  | 13  | 9  | 22  | 12 | 34  | 鳥取県  | 14 | 1  | 15  | 4  | 19 | 沖縄県  | 12    | 23  | 35    | 10  | 45    |
| 新潟県  | 14  | 7  | 21  | 21 | 42  | 島根県  | 12 | 1  | 13  | 8  | 21 | 合 計  | 1,124 | 270 | 1,394 | 754 | 2,148 |



## 情 報

## 暮らしの視点

## 省エネしながらあったかい冬

クリエイター ももせ いずみ

## ●うちの中からできる工夫を

寒さが本格的になってくると、暖房の使用量も増えますよね。夏のクールビズの次は、冬のウォームビズも推奨されていますが、こちらはなんとなく盛り上がり欠けるのも確か。どうも、人間の心理としては「冷房をなるべく使わないようにして、暑いのを我慢」するのは美德だけれども、「暖房をなるべく使わず、寒いのを我慢」しようと言われると、わびしく物悲しい気分になってしまいうものなのかも。

暖房に使われるエネルギーはなるべくセーブできたほうがいいのは確かですが、小さい子どもやお年寄り、病気の方やペットなど、体温調節がうまくいかない家族がいる場合は、寒さ対策は切実な問題です。しかし、服装だけでなく、ちょっとした工夫でできる寒さ対策は、意外とあるもの。暖房効率をよくすれば、エコに貢献するだけでなく、財布も助かって節約にも貢献。まずは、うちの中か

ら、カンタンにできるあったかい工夫をしていきたいものだと思います。

## ●おうち用防寒具のススメ

昔のうちには、丹前や綿入れなどの「あったかいおうち用の上着」がありました。あまり着込んでしまっただけは家事や勉強の効率が下がってしまいますが、この季節に一枚はおれる「おうちジャケット」の存在は、暖房温度の設定を下げる効果があります。軽くて洗濯も簡単なフリース生地の上着を一枚、家族それぞれに用意して、肌寒いときにはおる習慣を。

また、居間や勉強部屋など、くつろいだり座っている時間が長い部屋では、寒さは足元から上がってきます。床暖房やホットカーペットもいいですが、室内履きを変えるだけで体感温度はぐっと高くなるもの。素足や短いソックスにスリッパというスタイルはやめて、部屋の中でもひざまである厚手のソックスに、すつぱり足を包み込むようなあったかい室内履き

を用意して。私は内側にボア素材が使われている、ひざまである室内ブーツを愛用しています。家族の分の冬用の室内履きを探すのも、冬支度のひとつとして楽しいものです。

## ●効率のよい暖房を考えよう

冷房と同様、暖房も効率を上げる一番の原則は、部屋の密閉度を高めて外気が室内に入り込むのを避けること。一番冷気が伝わりやすい窓ガラスは、暖房時はカーテンを閉める方が部屋が暖まりやすくなります。またファンヒーターやオイルヒーターなどの移動できる暖房器具は、窓の近くに置くのが効果的。ただし、石油ストーブなど火を使うものは、カーテンに引火しないように十分配慮してください。

生活スタイルに合わせた暖房器具を使うのも大切。昼間外出が多く、帰宅後すぐに部屋を温めたいならファンヒーターや石油ストーブなど即効性のある器具を。ただし、長時間になるとコストがかさむだけでなく、こまめな換気も必要になってきます。在宅時間が長い場合は、オイルヒーターや床暖房など蓄熱効果が高い器具で設定温度を低めにしたり、こたつやホットカーペットなどの部分暖房を効果的に。帰宅後は即効性のあ

る器具でまず部屋を温めてから、蓄熱効果の高い暖房に切り替えていくのも手です。

## ●副産物は家族一緒の時間

暖房器具や防寒用の衣類以外にもあったかいうちを作る秘策があります。たとえばテーブル調理鍋物、焼きものをダイニングテーブルで行うと、部屋の温度は一気にあがり、胃袋もあつたか。鍋などの特別メニューでなくとも、卓上IH調理器やカセットコンロを使ってテーブルでスープや味噌汁を作るだけでも、冬の食卓はあつたか楽しくなります。私はテーブルで炊飯器の蓋を開けて、立ち上るおいしい湯気を楽しんだりも。家族そろって一度に食べてしまえば、温め直しの光熱費もセーブできます。

また湯温が下がりやすい冬は、お風呂の温め直しのエネルギーもばかになりません。なるべく時間を決めて、一度に入ってしまうようにしましょう。寒い季節は、動物も寄り添って冬を過ごします。家族それぞれ、おうち用防寒具を用意して、一部屋に集まって、一緒に食べて、一緒に眠る。

寒い冬は省エネを目指しながら、家族一緒の時間を見直してみるときつけを作れるといいな、と思います。

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 電子投票の信頼向上で検討会

電子投票システムの技術的な信頼性向上のための新たな仕組みづくりに向けて、総務省は「電子投票システム調査検討会」の初会合を11月14日に開催した。

平成14年2月1日に電子投票特例法が施行されてから、これまでに10の地方公共団体において13回の電子投票が行われたが、機器等のトラブルが発生した事例もあり、技術的な信頼性向上が普及促進の課題となっている。

過去の電子投票のトラブル事例として、平成15年7月20日の岐阜県A市議選では、投票データを記録するMOユニットの加熱によりサーバーが停止し、一時的に全投票所で投票ができない状態となり、最高裁判決で選挙の無効が確定する事態となった。また、15年11月9日の神奈川県B市の市長・市議選では、投票機が投票カードを認識しなくなったり、投票カードが使用不能になった。さらに、16年10月31日の宮城県C市長選では、記録媒体に不要なデータが入っていたため、投票機が立ち上がらなかった。

同検討会は今後、①これまでのトラブル、実施状況等を踏まえた「技術的条件」の検証、②第三者による技術的認証制度の導入可能性の検討、③電子投票制度の今後のあり方等課題を検討し、18年度中に意見のとりまとめを行う予定。

8割の市町村が下落修正予定  
― 固定資産税評価替え ―

総務省はこのたび、固定資産税の平成18年度評価替えで2、055市町村（9月16日現在見込）のうち、80・9%にあたる1、662市町村が下落修正の予定であることを公表した。

固定資産税は毎年1月1日（賦課期日）、土地・家屋・償却資産の所有者に対し、4月1日から始まる年度の税金をその価値に応じて課す制度である。固定資産の評価額に応じて課税するので、土地と家屋については原則3年毎に評価額を見直す制度（評価替え）が採用されている。下落修正措置は、7月1日までの下落率を評価額に反映させ、実態評価額との乖離を調整するために設けられた措置で、平成9年度より導入されている。

公表によると、栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・静岡県・滋賀県・大阪府・広島県・香川県は全市町村で、岩手県・茨城県・山梨県・愛知県・富山県・石川県・岐阜県・京都府・兵庫県・愛媛県・大分県は95%以上の市町村が下落修正を行う予定としている一方、北海道・鹿児島県は30%台と低くなっている。

なお、現在、評価替えについて、総務省の地方財政審議会固定資産評価分科会で議論されており、本年中に土地及び家屋に係る固定資産評価基準の一部を改正し、来年2月に平均評価額を提示する予定としている。

21世紀の森林整備に関し  
懇談会報告まとまる

有識者で構成する「21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会」（座長・佐々木恵彦日大教授）は、このほど、今後の森林整備政策の方向性などについて中間取りまとめを行い、結果を発表した。

同懇談会は、森林の有する多面的機能の発揮や森林資源の循環的利用をはかる観点から、今後の森林整備政策のあり方と、私有林における整備手法の一つである公社造林に対する施策のあり方について検討してきた。

報告書では、今後の森林整備について、「国産材の利用推進」「森林の公益的機能への配慮」「森林整備の様々な主体の役割」の3つの側面から今後の課題を整理。

これからの森林整備の推進方策については、①森林施業コストの改善、②品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給するための体制整備や木材の良さについての普及啓発、③不在村森林所有者に対する大々的な普及啓発運動や「国民参加の森林づくり運動」の強化、ボランティア活動や企業に対する支援の強化など多方面からの取組み、④分収方式による整備の今日的可能性の検討、⑤公社造林対策として、長期伐化・複層林化など多様な林層への転換、補助事業等の効果的な活用、既往債務に対する各都道府県での取組み強化―等が必要であるとしている。

# インターネット宿泊予約開始

ご宿泊の予約が、全国町村会館のホームページから可能となりました。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



▲洋室シングル



▲洋室ダブル



▲洋室ツイン

## 土・日・祝日はリーズナブルに

- 土・日・祝日のご宿泊は、平日料金の20%OFFでご利用いただけます。
- 金曜のご宿泊は、平日料金の15%OFFでご利用いただけます。

ご家族の皆様方も  
割引料金で  
ご利用いただけます。

|                     |
|---------------------|
| シングル 119室           |
| 平日料金 9,817円(税・サ込)より |
| 金曜日料金               |
| シングル 8,344円(税・サ込)より |
| 土・日・祝日料金            |
| シングル 7,854円(税・サ込)より |

|                                                 |
|-------------------------------------------------|
| ダブル 12室                                         |
| 平日料金 13,282円(税・サ込)2名利用<br>※1名利用の場合11,072円(税・サ込) |
| 金曜日料金                                           |
| ダブル 11,289円(税・サ込)<br>※1名利用 9,326円(税・サ込)         |
| 土・日・祝日料金                                        |
| ダブル 10,626円(税・サ込)<br>※1名利用 8,778円(税・サ込)         |

|                              |
|------------------------------|
| ツイン 17室                      |
| 平日料金 18,480円(税・サ込)より<br>2名利用 |
| 金曜日料金                        |
| ツイン 15,708円(税・サ込)より          |
| 土・日・祝日料金                     |
| ツイン 14,784円(税・サ込)より          |

### 全国町村会館へのアクセスガイド

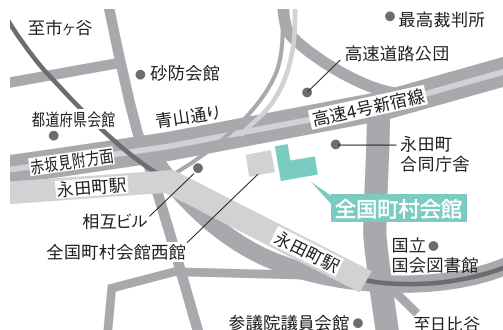
- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー 東京駅から約20分

### 東京観光地へのアクセスガイド

- 東京ディズニーランド/地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分
- 浅草/地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分
- 東京タワー/地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分
- 東京ドーム/地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分
- 東京都庁展望台/地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

ご予約・お問い合わせは



全国町村会館

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 <http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>